

2月16日～3月15日は住民税・所得税の申告期間です

住民税

●住民税の申告 2月16日～3月15日 午前9時～午後5時(土・日曜を除く)

●住民税申告の特別窓口

前年に申告した方へ2月13日に住民税の申告書を郵送します。
☎区役所本庁舎2階
※区役所本庁舎では税理士による所得税の無料申告相談は実施しません。

●大田区へ住民税の申告が必要な方

1 平成30年1月1日現在区内に住所があり、29年中に所得があった

2 区内に住所はないが事務所・事業所がある

ただし、次の方は区への申告は不要です

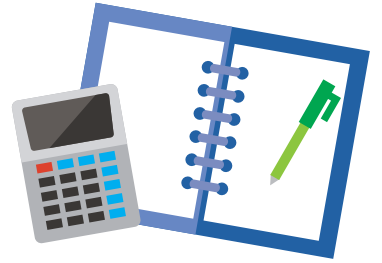
- 1 税務署に29年分の所得税の確定申告をする
 - 2 給与収入のみで、勤務先から大田区に給与支払報告書が提出されている
 - 3 公的年金などの収入のみで、支払先から大田区に公的年金等支払報告書が提出されている
- ※②③の方は、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

●申告に必要なもの

- 1 29年中の収入などが分かるもの(源泉徴収票・給与明細書など)
 - 2 各種控除の申告に必要な書類(証明書や明細書など)
 - 3 マイナンバーの番号確認書類(※1)と身元確認書類(※2)
- ※1 マイナンバーカードか通知カードか個人番号が記載された住民票
※2 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど
代理申告は、委任状、委任者の番号確認書類、代理人の身元確認書類が必要

●所得のなかった方も申告をお願いします

住民税の申告は、次のような手続きの基礎資料となるため、29年中に所得がなかった方も申告をお願いします。29年中の合計所得が38万円(給与収入のみの場合103万円)以下の方を扶養している場合は、申告書に扶養親族の氏名などを記入してください。



●住民税の申告が必要となる手続き

- 1 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料や給付の算定
※世帯の所得が一定以下の場合、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の均等割額、窓口負担金が軽減される制度があります。
- 2 国保年金課国保資格係 ☎5744-1210 FAX5744-1516
国保年金課後期高齢者医療資格係 ☎5744-1608 FAX5744-1677
- 3 児童手当などの受給
- 4 教育、保育、福祉などのサービス利用
- 5 非課税証明書の発行

☎課税課 FAX5744-1515(共通)

- 大森地区 ☎5744-1194 ●調布地区 ☎5744-1195
- 蒲田地区 ☎5744-1196

所得税・贈与税など

申告に便利！国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」

詳細は

●所得税・復興特別所得税の申告・納付 2月16日～3月15日

●申告が必要な主な方

- 1 次に該当する給与所得者
 - 1 給与の収入金額が2,000万円を超える
 - 2 給与を1か所から受け、他の所得金額(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
 - 3 給与を2か所以上から受けている
- 2 各種所得金額から所得控除を差し引き、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた後、残額がある
- 3 上場株式などにかかる譲渡損失と配当所得との損益通算や繰越控除の特例の適用を受ける

●公的年金などの受給者で申告不要の方

下記の対象者は所得税・復興特別所得税の申告は不要です。ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合は申告が必要です。また、住民税の申告は必要となる場合があります。

☎次の全てに当てはまる方

- 1 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下
- 2 公的年金などの全部が源泉徴収の対象となる
- 3 公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下

●医療費控除で「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました
(医療費領収書の提出不要)

●贈与税の申告・納付 2月1日～3月15日

●申告が必要な主な方

平成29年中に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える
※相続時精算課税を選択した方は、110万円以下であっても申告が必要です。

●消費税・地方消費税(個人事業者)の申告・納付 4月2日まで

●申告が必要な主な方

- 1 基準期間(平成27年分)の課税売上高が1,000万円を超える
- 2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出している
- 3 上記①②に該当しない場合で、28年1月1日～6月30日の課税売上高が1,000万円を超える(この1,000万円の判定は、給与などの支払いの合計額に代えることも可)

●納税は振替納税で！

所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税(個人事業者)の期限内申告にかかわる納税には、振替納税がご利用いただけます。

☎「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納付期限までに税務署に持参か郵送

☎大森税務署 ☎3755-2111 雪谷税務署 ☎3726-4521 蒲田税務署 ☎3732-5151

そのほか税などに関するお知らせ

●特別区民税・都民税(普通徴収)第4期分の納期限は1月31日でした。未納の方はお早めにご納付ください

☎納税課収納推進担当
☎5744-1205 FAX5744-1517

●固定資産税・都市計画税第4期分の納期限は2月28日です(東京23区内)。納期限までにご納付ください

☎大田都税事務所 ☎3733-2411

●後期高齢者医療保険料(納付書・口座振替)の納期限は原則毎月月末です。納期限までにご納付ください

☎国保年金課後期高齢者医療収納係
☎5744-1647 FAX5744-1677

●にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください！

☎東京税理士会 ☎3356-4476

社会保険料控除について

●国民年金保険料

申告に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。平成29年1～9月納付分の証明書は11月上旬に郵送しました。10月以降に初めて保険料を納めた方へは、2月上旬に郵送します。

●証明書の再発行や不明点は、専用電話(☎0570-003-004)へ。IP電話からは☎6630-2525へ

(平日、午前8時30分～午後7時、祝日を除く。第2土曜、午前9時～午後5時)

☎日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141 FAX3734-3649

●国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告に証明書添付は不要です。「大田区保険料・納付済額のお知らせ」、領収書、通帳などで納付金額を確認して申告書に記入してください。実際に納めた方が控除の対象ですが、特別徴収(年金からの差し引き)で納付した場合は、本人だけが控除の対象です。

☎国民健康保険料＝国保年金課国保料収納担当

☎5744-1209 FAX5744-1516

後期高齢者医療保険料＝国保年金課後期高齢者医療収納係

☎5744-1647 FAX5744-1677

介護保険料＝介護保険課収納担当 ☎5744-1492 FAX5744-1551